

教育支援教室「あるくの森」Q & A ～入室に関すること～

Q1 入室の対象はどのような児童・生徒ですか。

A 吹田市立小・中学校に在籍している、生活面で個別の支援を必要としない不登校児童・生徒です。

Q2 入室するにはどうすればいいですか。

A まずはご家庭でよく相談のうえ、学校に相談し、学校を通して申込をしてください。吹田市立教育センターや教育支援教室「あるくの森」へ直接入室を申し込むことはできません。

Q3 定員はありますか。

A 定員は設けていません。ただし、一人ひとりの成長を保障する側面から、その時々入室状況やスタッフの体制の状況に応じて工夫が必要となる可能性はあります。

Q4 申込みは先着順ですか。

A 定員は設けていませんので、先着順ではありません。

Q5 年度の途中から入室することはできますか。

A 年度途中での入室も可能で、2学期終業式の日まで（中学3年生は11月末まで）随時申込を受付しています。3学期以降の申込となると、教育支援教室に慣れないまま進学・進級等の大きな環境の変化を迎え、児童・生徒に与えてしまう影響が大きいため、2学期終業式の日までの受付となっています。希望を伝えてから申込完了までには時間を要しますので、余裕をもって学校に相談してください。

Q6 入室にあたって費用はかかりますか。

A 交通費（定期券購入の場合は学割の対象）の他、場合によっては体験活動にかかる費用を各ご家庭で負担していただくことになります。それ以外に利用料などの費用はかかりません。

Q7 一度入室したら継続的に通うことができますか。

A 単年度での申込となりますので、年度ごとに手続きが必要です。継続入室を希望する場合は、年度初めに本人の意思や状況を改めて確認したうえで、継続の手続きをすることになります。

Q8 入室前に見学することはできますか。

A 教育支援教室への入室を検討されている児童・生徒及び保護者は、施設見学会に参加していただくことができます。学校と相談のうえ、吹田市電子申込システムより希望する日程の施設見学会に申込をしてください。（実施日時については、学校にご確認ください。）

Q9 オンラインだけの参加から始めることは可能ですか。

A 本人が教育支援教室への入室を希望していること、学校が教育支援教室へ入室することが本人にとって適切であると判断していることが前提となります。その中で、通室につながるための第1歩の手段としてオンラインだけの参加から始めることは可能です。